

標準仕様書【第1.1版】（案） に関する意見照会について

令和5年1月17日

1.標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書【第1.0版】を公開した。
- その後、標準仕様書【第1.0版】公開時点の残課題・検討事項や制度改正による標準仕様書の改訂を行い、国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、標準仕様書【第1.1版】（案）を作成したところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、標準仕様書【第1.0版】の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 （都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成）	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
	連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	☆	デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。 国民健康保険システム独自に定義が必要な非機能要件があれば定義する。

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 令和4年9月から12月にかけて、合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、標準仕様書【第1.1版】（案）を作成している。

＜標準仕様書（案）作成のプロセス＞

① 標準仕様書【第1.0版】公開時点の課題・検討事項や制度改正による標準仕様書の改訂方針について、**令和4年12月7日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。**



②①で提示した改訂方針及びWT構成員からの**意見を基に、標準仕様書【第1.1版】（案）を作成し、改めて構成員の確認を実施。**



③②で作成した標準仕様書【第1.1版】（案）について、**令和4年12月23日の検討会において、改定方針及び改版した標準仕様書【第1.1版】（案）を全国意見照会に提示することについて承認。**

標準仕様書【第1.1版】（案）に反映した内容や、今回も対応見送りとして標準仕様書【第1.1版】（案）に反映していない内容について、後述【3.】に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、厚生労働省のホームページで公開中。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_me.html)

3.標準仕様書【第1.1版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 標準仕様書【第1.1版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。
詳細は、標準仕様書【第1.1版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。

No.	カテゴリー	反映済み事項	反映内容
1	全体	基本方針の差分取り込み	地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）【第0.8版】まで取り込み済みであるため、最新の基本方針において修正された差分の取り込みを行った。 また、標準仕様書本紙の導入部分について記載統一の方針が示されたため対応を行った。
2		共通機能標準仕様書の差分取り込み	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)【第0.8版】まで取り込み済みであるため、最新の共通機能標準仕様書【第1.0版】において修正された差分の取り込みを行った。
3		バッチ処理／一括処理に関すること	デジタル庁から示された横並び調整方針に基づき、バッチ処理機能とすべき対象機能の考え方を、標準仕様書の本紙に追記した。
4		バーコード、QRコードに関すること	デジタル庁から示された横並び調整方針に基づき、バーコード、QRコードと対象帳票の方針を、標準仕様書の本紙に追記した。
5	個別機能	一部帳票のレイアウト改善について	前回の意見照会や過去のWTにおける帳票レイアウト改善に関する意見を整理し、改善要望が多い帳票の洗い出し、改善案の検討を行い、標準仕様書へ反映した。
6	制度改正	未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置について	国民健康保険法施行令及び地方税法施行令において、国民健康保険料（税）の未就学児の被保険者均等割額を減額する法改正が行われたため、これに対応する機能修正を行った。
7		公金受取口座を活用した公金給付の実施(追加)について	「国民健康保険における公金受取口座を活用した公金給付の実施等について」（令和4年9月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）が発出され、「公的給付支給等口座を活用した公金給付の実施に向けて」（令和4年3月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）の内容が更新されたことを受け、対応内容の差分を整理・反映を行った。
8		出産育児一時金申請書のレイアウト変更について	「出産育児一時金の支給申請における留意点について」（令和4年6月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）において、出産育児一時金の支給申請における留意点として、「当該様式を定めるに当たっては、死産児の御遺族の心情を斟酌した対応に努め、死産児の氏名の記載を求めることのないよう対応すること」が示された。これにより、出産育児一時金申請書の様式変更を行った。
9		共通納税システムによる国民健康保険税納付手続きについて	令和5年度より、国民健康保険税の納付書に「地方税統一QRコード」を付し、地方税共通納税システム（eLTAX）による納付が可能となることを受け、機能要件等の反映を行った。

3.標準仕様書【第1.1版】（案）への反映内容と未反映内容について

- デジタル庁等において検討を進めている事項や現在検討が進められている制度改正案件について、標準仕様書【第1.1版】（案）には反映していないため、これらに関するご意見はご遠慮いただきたい。

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
1	全体	データ要件・連携要件標準仕様書の差分取り込み	データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】について、標準仕様書【第1.0版】で規定している管理項目と突合し、不足項目等の反映が必要であるが、以下#2に記載の検討会においてデータ要件・連携要件標準仕様書の課題検討が行われているため、その検討結果も加味した上で対応することとする。
2		地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会について	デジタル庁主導により、共通機能標準仕様書、データ要件・連携要件標準仕様書の課題について検討を行うこととなり、データ連携ワーキングチーム、申請管理ワーキングチーム、宛名管理ワーキングチームの各ワーキングチームにおいて検討を進め、実装・運用に関する課題の検討結果を公表できるよう検討が行われる予定であるため、デジタル庁より方針示されたタイミングで、反映可能なものは対応を行う。
3		標準仕様の指定都市における課題等検討会について	デジタル庁において、指定都市における課題等を令和4年度内を目途に成案がまとめられる予定であるため、デジタル庁より方針示されたタイミングで、反映可能なものは対応を行う。
4		実装タイプの点検について	デジタル庁において、実装必須機能と整理された機能に対し、オプション機能へ変更が可能なものがないか検討した結果を踏まえた、標準仕様書の見直し案が展開されており、全国意見照会での意見聴取結果と併せて対応することとする。
5		文字要件について	デジタル庁主導の共通機能等技術要件検討会において検討中の事項や他業務横並びで対応方針を合わせる必要があるため、方針が示され次第再検討する旨を標準仕様書に補記し、デジタル庁の方針が示され次第対応することとする。
6		帳票のユニバーサルデザインについて	デジタル庁より方針が示され次第、他業務の検討状況等も鑑みて対応方針を検討する予定。
7		政令市向け標準仕様書作成について	政令市向けの機能要件を拡充するため、デジタル庁の検討会(上記#3)とは別に、国民健康保険システム独自で「政令市意見交換会」を開催し、現在検討中である。

- また、標準仕様書【第1.1版】（案）作成の過程において、以下の対応に関しては、本全国意見照会での意見聴取結果と併せて対応を検討することとし、現時点での標準仕様書へは未反映となる。

- ・帳票詳細要件及び帳票レイアウトの項目「最高限度額」を「課税（賦課）限度額」に修正
- ・帳票詳細要件及び帳票レイアウトの項目「保険証番号」を「被保険者記号・番号」に修正
- ・帳票詳細要件の税率の説明「税率の下4桁を小数部として設定」を「税率（百分率）の小数第2位までを設定」に修正

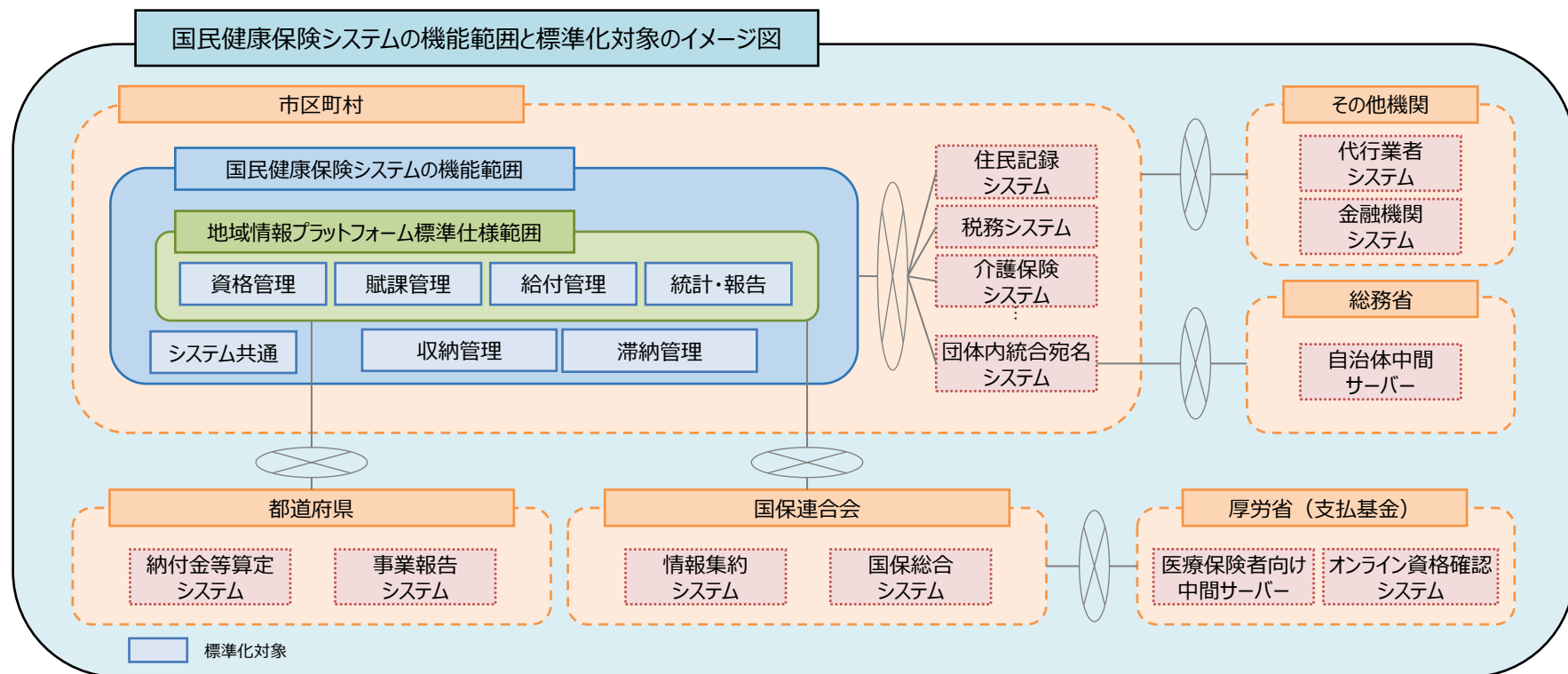
3.標準仕様書【第1.1版】（案）への反映内容と未反映内容について

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
8	個別機能	マイナポータル・ぴったリサービスについて	引き続きデジタル庁・厚生労働省等と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。
9		引っ越しワンストップサービスについて	引き続きデジタル庁・厚生労働省等と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。
10		地方単独事業に関する機能要件について	引き続き厚生労働省と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。
11		特定健診に係る業務について	現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。
12	制度改正	マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指すことが予定されていることから、その内容を踏まえ今後検討を行う。
13		産前産後保険料免除について	国民健康保険に加入する自営業やフリーランスなどの女性を対象に、産前産後4カ月間の保険料を免除する方針が示されたことから、その内容を踏まえ今後検討を行う。

4.標準化の対象分野について

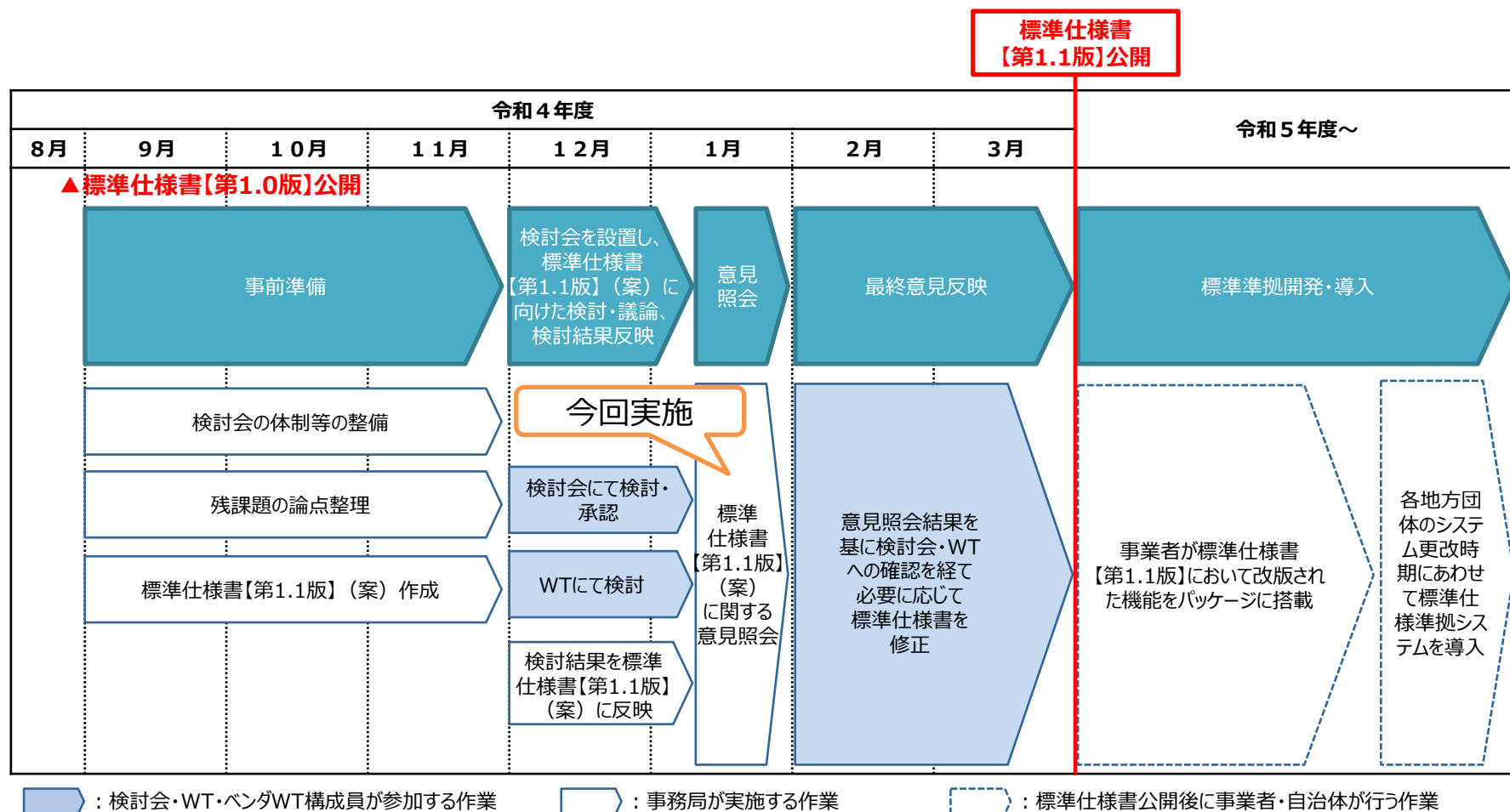
○ 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。

- ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
- ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
- ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
- ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。



5.標準仕様書の検討スケジュール

- 令和3年度に検討会及びWTによる議論を行い標準仕様書【第1.0版】（案）を作成し、令和4年5月～6月に実施した全国意見照会の結果を取り込んだうえで、令和4年8月31日に標準仕様書【第1.0版】を公開した。
- 標準仕様書【第1.0版】公開後の令和4年9月より、残課題等の改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、標準仕様書【第1.1版】（案）を作成した。
- 今回実施する標準仕様書【第1.1版】（案）に対する全国意見照会の結果を取り込んだうえで、**令和5年3月末頃に標準仕様書【第1.1版】を公開**し、そこから各パッケージベンダが標準化に向けた改修を開始する。



6. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、標準仕様書【第1.0版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の標準仕様書【第1.1版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和4年12月23日に開催した国民健康保険システム標準化検討会の資料No.2「第1回検討会」にてまとめられています。
検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_kentoukai04_siryuu.html)
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダ毎の創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。本件については、デジタル庁より別途、意見照会が行われます。
- ご意見を記入いただく際の考え方として「今のシステムができてから」といった理由のものについては基本的に検討の対象といたしません。あくまでご意見を記入いただく場合は、その機能がないと業務が遂行できない（もしくは非効率的となる）、更なる業務効率の向上につながる（もしくは住民サービスへの向上につながる）具体的な理由を記載するようお願いします。
なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でしか使用されることが想定されないもの（例えば、大規模団体でのみニーズがある等）については、基本的に「標準オプション」として規定されます。

6. 今回の意見照会における前提

○ 前述【3.】で示した未反映事項に加え、以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。

- 標準仕様書【第1.0版】で規定済みの要件について

今回の意見照会は、標準仕様書【第1.0版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.0版】からの変更点については、「04_修正事項一覧_【第1.1版】（案）」でお示しておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。なお、標準仕様書【第1.0版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があった場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。

- 政令指定都市等において必要な機能について

政令指定都市に対しては、デジタル庁から別途調査頂いているものと認識しておりますが、デジタル庁側の調査に対して回答している内容については、今回の意見照会へ回答は不要です。

また、国民健康保険システムにおいては、独自に「政令市意見交換会」を開催し、政令指定都市特有で必要となる機能、または大規模な人口を有する際に必要となる機能について、現在整理・検討中であるため、今回の意見照会においては、これらの機能以外の機能について調査を実施いたします。

- 統合収滞納管理システムに関する機能要件について

統合収滞納管理システムに関する機能要件については、デジタル庁において個別に機能・帳票要件を定めることなどが検討されており、整理がされ次第、標準仕様書への反映依頼が行われる予定です。また、当該業務部分における税務や厚労省の他業務との横並びの記載統一についてもあわせて見直し予定です。